

# 訴 状

2016(平成28)年5月30日

神戸地方裁判所洲本支部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰巳 裕規  
外

〒656-1325 兵庫県洲本市五色町鮎原南谷521-1

原 告 山 口 薫

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル10階

神戸合同法律事務所(送達場所)

電話 078-371-0171

FAX 078-371-0175

原告訴訟代理人弁護士 辰巳 裕規

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地

被 告 学 校 法 人 同 志 社

同代表者理事長 水 谷 誠

損害賠償請求事件

## 第1. 請求の趣旨

1. 被告は原告に対し、金550万円及び本訴状送達の日の翌日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 仮執行宣言

## 第2. 請求の理由

### 1. 当事者

- (1) 原告は、昭和21年6月24日生まれ、昭和47年神戸大学経済学研究科修士課程修了、昭和50年神戸大学経済学研究科博士課程単位取得満期退学、昭和60年カリフォルニア大学バークレイ校博士課程（Ph.D（理論経済学））を修了している。カリフォルニア州立大学、サンフランシスコ大学、ハワイ大学、大阪産業大学等を経て、2004年4月より2013年3月まで学校法人同志社が設置する同志社大学大学院ビジネス研究科教授及び同大学院総合政策科学研究科教授の職にあった。専門分野はマクロ経済学、経営システムダイナミックスである。
- (2) 被告は、私立学校法に基づいて設立された学校法人であり、同志社大学・同志社女子大学・同志社幼稚園・同志社小学校・同志社高等学校等を設置している。同志社大学には学部と大学院・専門職大学院があり、同志社大学大学院にビジネス研究科、総合政策科学研究科等が設けられている。

### 2. 雇用契約

- (1) 原告は、平成16（2004）年4月1日に被告に教授として採用された。同年に、被告に開講されたビジネス研究科の創設時からの教授であり、担当科目は平成24年度は「経営システムダイナミックス」「ビジネスモデリング」「マクロ経済シミュレーション」「Business Economics」「Business

System Dynamics」「Sustainable Business Modeling」「Global Action Project (US)」であった。原告は、創設されたばかりのビジネス研究科の運営の安定と発展に尽力をしてきた。また原告は平成19年以降、総合政策科学研究科技術・革新的経営（T I M）専攻（一貫制博士課程）の教授を兼任しており、同研究科では「システムダイナミックス」「環境戦略モデリング」「セオリーアンドプラクティスⅠ」「同Ⅱ」「T I M特殊研究V（2コマ）」「T I M特殊研究S「合同演習」（2コマ）」を担当している。

- (2) 雇用契約締結当初は、原告は57歳であり期間の定めの無い雇用であった。なお被告の就業規則では同志社大学では満65才をもって定年退職するものとするとあるが、大学院教授については適用外とされている。原告は66才を迎える平成24年度に定年延長となつたが、平成25年度には後述のとおり、定年延長が教授会において議題とされないという異例の差別的扱いを受け、定年延長がなされなかつた。なお同志社大学大学院では他学部他学科においても定年延長を希望する教授について定年延長が拒絶された例はそれまで存しなかつた。

### 3. ビジネス研究科における原告の学問の自由権の侵害（安全配慮義務・就労環境調整義務違反）

#### (1) 違法な科目担当の強要

ビジネス研究科内に設置されたグローバルMBA（G M B A）では「グリーンマネージメント」という科目について専門毎に複数の嘱託が共同して担当する講義形式が採用され、原告はそのコーディネーターを担つてゐた。この「グリーンマネージメント」科目は、原告がG M B A立ち上げに際して2年間の準備期間をかけ、大学執行部・学長の後押しを受けて企画したものであり、嘱託講師への三顧の礼を尽くした依頼の上で調整ができたものである。

ところが平成24年度を迎えるに際し、浜矩子ビジネス研究科長（当時）

が被告学長らの意向（経費削減）を受けて、平成24年度はこれまで嘱託講師であった者を学校教育法その他法令上何らの地位も有しない「ゲストスピーカー」に格下げし、専門ではない原告をグリーンマネージメントの科目担当とするという学校教育法に違反する違法な科目担当の強要を行った。これまで嘱託講師となっていた多くの者は、ゲストスピーカーでは責任を持って講義をすることはできないとして結果的には開講を断念せざるを得ない状況となってしまった。

被告は、GMBAにおけるグリーン科目についてこれまでの2年間複数の「嘱託講師」により共同して講義を行ってきた。これはグリーン科目が複数の専門分野の横断的な科目であったためである。原告が「コーディネーター」とされていたのは、グリーン科目のシラバスで定まる各授業内容については、専門ではないからであつた。各分野の専門家であり、教員としての資格・能力があると被告に認められ「講師」として任用された各嘱託講師によって初めて講義が可能となっていたのである。以後2年間、各嘱託講師が各専門分野を担うことで授業が成立していた。これを突然、経費削減のために「嘱託講師」を「ゲストスピーカー」とし、専門家ではない原告を単独の担当「教員」として講義を受け持たせようとしたのである。これは学校教育法上「違法」なことであった。

このような違法な科目担当の強要は、それ自体が原告の学問の自由・教授の自由を侵害するものであった。そして、この違法な科目担当の強要を拒絶したことを契機に、原告は科目担当外し等の様々な恣意的・差別的な扱いを受け、学問の自由・教授の自由の侵害行為を受けることとなる。

## (2) GMBAにおける「Project and Solution Research I・II」における差別的な指導担当教員外し

GMBAにおいては「Project and Solution Research I・II」というゼミが開講され、指導担当教員が割り当てられていた。指導担当教員の決め方は

受講生の希望を優先するのではなく、負担の公平を考慮してG M B Aの教授がそれぞれ分担しており、その担当教員の分担については、教授会の承認を得るというものであった。

原告は2010年度は3名、2011年度は5名の担当学生がいたにも関わらず、2012年度は指導担当が1人も割り当てられなかった。しかも、2012年度秋開講のProject and Solution Research I（及び2013年度春開講のII）の担当については、教授会に上程されることなく、G M B A内に設置されている国際プログラム委員会（近藤（現：飯塚）まり委員長）が2012年9月頃までに独断で決定してしまった。その結果、原告だけが指導担当を受けもつことができないという教授の自由の侵害行為が行われたのである。

### （3）違法なビジネスエコノミクス担当外し

平成24年12月17日に国際プログラム委員会の近藤まり委員長から、突如、来年度の「Business Economics」の担当を外し、同科目は非常勤で代替すると一方的な通告が電子メールであった。

そもそも、大学における授業のカリキュラムや内容、指導教授は厳格な学内手続のもとシラバスによって定められ学生や文科省に公表されている。学部内の一委員会にすぎない国際プログラム委員会や同委員長において、科目担当を外したり、教授内容に介入する権限など存しないところである。

また、「Business Economics」の授業では①ミクロ経済学とマクロ経済学をカバーしていないこと、②システムダイナミックスのバックグラウンドのない学生には難しいこと、③システムダイナミックスのシミュレーション手法を用いた講義は認められないことが掲げられていた。しかしながら、原告の「Business Economics」の授業では現にミクロ・マクロ経済学をカバーしていましたし、2009年のグローバルM B Aのスタート以降毎年授業を受け持ってきたがこのような指摘を受けたことは過去一度もなかった。また、20

12年度（2012年9月～2013年8月）の学生は全員「Business System Dynamics」を受講し合格しており、来年度（2013年度春学期（2014年4月スタート））の受講へのバックグラウンドは備えていた。また、講義が「難しい」かどうかは極めて主観的なものであるし「大学院」という最高学府における講義であることから「難しい」ことはむしろ当然でもある。そして、ある学問における学派・学問的潮流・教授法について制限を課すことは学問の自由・表現の自由・思想の自由に反する。

また、手続的に見ても、これまで教授会などにおいて原告に対し上記の指摘・是正要請・弁解の機会の付与など一切なされたことはなく、国際プログラム委員会ないし近藤まり委員長が恣意的・主観的に①から③の理由を決めつけ、一方的に通告したものであり正当ではない。従来、担当科目を変更する場合には担当教員と事前に協議をして、その同意を得ることが研究科の慣行であったが、その慣行に反している。

大学教授の教授内容・教授手法について、学内が定めた手続によらずに徒に介入し、更には、それを理由に科目担当から外すという行為は、大学教授に保障された学問の自由、教授の自由を侵害する行為であり、大学人・学者・研究者として最も行ってはいけない行為である。特に原告のオリジナルな研究「会計システムダイナミックスによるマクロ経済モデリング」は国際的にも注目され始めており、その研究成果を留学生と「ビジネスエコノミクス」の講義で共有することは、研究者、教育者としての矜持であった。突如その機会が奪われ、学問の発展に貢献する道を絶たれた原告の精神的苦痛は想像を絶する耐え難いものであった。「ビジネスエコノミクス」担当外しは原告の学問の自由・教授の自由を著しく侵害する行為である。

#### （4）「8コマルール」という存在しないルールによる差別的な定年延長提案拒否

平成24年12月17日に前述の「ビジネスエコノミクス担当外し」が通

告された2日後に開催された同月19日の教授会において、ビジネス研究科には原告を含めて3名の定年延長対象者が存したが、原告を除く2名だけが浜矩子研究科長により定年延長が議題として提案され、特段の異議なく承認がなされた。ところが原告だけが定年延長の議題が教授会に提案されなかつた。この差別的な扱いに原告が異議を述べると、浜矩子研究科長は、原告は「Business Economics」の担当が外された結果、『8コマ担当ルール』を満たしていないので、今回は定年延長が提案されなかつたなどと告げた。

ビジネス研究科では2006年1月11日制定の「定年延長案件の取扱いについて（申合せ）」において、「1. 定年延長案件については、研究科長が当該教員の意向を確認の上、教授会に提案する」「2. 研究科長は、提案に当たって、当該教員の氏名、職位、専門分野、定年に達する年月日、定年延長を必要とする理由等を口頭で述べるものとする…」「3. 研究科長の提案に対し、相当数の教員から異議がある旨の発言があった場合を除き、投票は行わない」と定められており、定年延長の意向のある教員について研究科長が独断で定年延長を提案しないとする権限は認められていない。そして現にこれまで延長を望む教授については全員について定年延長が当然の如く教授会に議題として提案され、異議が出され投票に付されることもなく当然の如く延長が認められてきた。「8コマ担当ルール」なるルールについても定年延長ができない理由として明示がなされていない。浜矩子研究科長は原告についてのみ、差別的に定年延長を教授会に提案しないという扱いをしたのである。なお、原告は総合政策科学研究科の教授でもあり「8コマ」を超える授業を担当していた。

同教授会の2日前に科目担当外しが行われ、その後直ちに、定年延長提案拒否が「8コマルール」の名の下に行われていることに鑑みれば、近藤まり国際プログラム委員会委員長と浜矩子研究科長が共謀して、原告の排除を図ろうとしていたことは明らかである。そして、平成24年度においては何ら

の問題もなく原告についても定年延長がなされていたことに鑑みれば、前述の、グリーンマネージメント科目の違法な担当強要を拒否したことに対する意趣返しであることも明らかである。

原告は平成24年12月19日の教授会後、同月21日に浜矩子研究科長宛に一方的な通告の再考をお願いするメールを送信したが浜矩子研究科長からは回答はなされなかった。

#### (5) 近藤まり教授による差別発言とその容認

平成25年1月9日の教授会においても上記事項や原告の定年延長について議題として取り上げられず、「懇談」という扱いとされた。そこでは他の教授からも疑問を呈する発言も存したが、原告の主張について明確な回答がないまま、また定年延長について議題とされないまま散会となってしまった。

そしてこの教授会において、近藤まり国際プログラム委員会委員長は、ビジネスエコノミクス担当外しの理由について、原告の授業内容は「偏った経済学」であり、プログラム上困る、システムダイナミクスを使わない経済学を教えてほしいと依頼したが、聞き入れられなかつたなどと発言をした。そして浜矩子研究科長はかかる差別的発言を是正させることなく自らも容認し、そのまま議事録にも掲載している。

原告は、マクロ経済学・ミクロ経済学をシステムダイナミクスという分析手法を用いて教授することを毎年おこなってきたし、シラバスにも明示がなされてきた。この教授手法について近藤まり教授は「偏った経済学」であるという差別発言を行い、原告の学者・研究者としての名誉を毀損し、精神的苦痛を与えた。また、システムダイナミクスを使わないので経済学を教えよなどと、教授方法にまで介入をし、これを理由に科目外しまで独断専行してしまったのである。かかる行為は、原告の学問の自由・教授の自由を侵害するものであり、大学人・学者・研究者として許されない行為である。

なお、原告はこれまで国際プログラム委員会から正式にシステムダイナミ

クスを使わない経済学を教えて欲しいなどという依頼・指示などを受けたことはなかった。

#### (6) 原告不在の教授会での研究科長による違法な誤導

平成25年2月6日及び同月11日の教授会においても、浜矩子研究科長は原告の定年延長を議題として提案をしないという差別的な扱いを継続した。そして、議題として提案をしない理由として、原告が退席した場において、原告が平成24年度のグリーンマネージメント科目の担当を放棄した旨を理由として説明していたことが後に判明した。そもそも、浜矩子研究科長はこれまで原告の定年延長提案拒否は「8コマルール」を満たさないこと、あるいは、指導担当がないことを理由としていたが、グリーンマネージメント科目の担当放棄はそれまで一切理由とされていなかった。また平成24年度に入り、原告がグリーンマネージメント科目の担当を拒否したことについて大学内で正式の手続において問題視されたことは一切なかった。そもそも前述のとおり、原告は学校教育法上グリーンマネージメント科目を教授する資格はなく、これを担うことこそ法令に違反するものであった（そのためこれまで複数の「講師」の共同による講義が行われてきた）。

浜矩子研究科長は、原告がグリーンマネージメント科目を担当することが学校教育法に違反することは教授会において説明せず、あたかも、原告が科目担当を正当な理由なく放棄し義務を懈怠したかのように、原告不在の場で説明をしたのである。かかる説明は、ビジネス研究科の他の教授らを誤導するものであった。また、原告の名誉を毀損し、原告の反論の機会を奪う教授会運営でもあった。

#### (7) 総合政策研究科からの要請を浜矩子研究科長が違法に握り潰したこと

ところで原告は、被告の任命により総合政策科学研究科教授を兼任していた。平成25年度も総合政策科学研究科において原告の講義担当が予定されていたし、原告は五年一貫制博士課程の学生の指導中でもあった（この突然

の指導中断は、大学の社会的教育責任の放棄でもある。原告はその後任意でこの責任を研究者個人として果たした）。被告においても五年一貫制博士課程（新設）の担当教授として、少なくとも5年間、その完成年度の平成25年度（平成26年3月）まで原告を配置するとする申請書を文科省に提出し、文科省の認可を受けていた。したがって、総合政策科学研究科よりビジネス研究科に対して平成25年度も原告が引き続き兼任となることの要請がなされることは当然のことであった。現に、総合政策科学研究科は平成25年1月30日付「2013年度総合政策科学研究科設置科目の担当について（お願い）」と題する書面にて、2013年度開講の「T I M特殊研究V」及び「T I M特殊研究S（合同演習）」の2科目について山口教授に継続して担当をする旨の要請をしていた。ところが浜矩子ビジネス研究科長はこの要請をビジネス研究科教授会に諮ることなく、まったくの独断において同年2月15日付けで拒否をする旨の回答を総合政策科学研究科長に行った。本件要請の諾否の決定権限は教授会にあり、教授会における審議を経て決定がなされるべき人事案件であったところ、浜矩子研究科長は原告を大学から排除するために独断で拒否回答したのである。

これにより原告はビジネス研究科教授会において平成25年度において総合政策科学研究科における講義担当を継続する旨の承認を得る機会を奪われたのである。

#### （8）大学院学長による違法な不作為

原告は、違法な科目外しや、差別的発言、授業内容への違法な介入、そしてそれらを背景とする差別的な定年延長議題提案拒否について、平成25年1月17日付けで大学院学長宛に、原告あるいは他の研究科教授に対しクレーム・コミティ制度に基づく改善勧告がなされたことがあるか、原告の「BusinessEconomics」の科目について、ミクロ・マクロ経済学をカバーしていない、システムダイナミックスのバックグラウンドのない学生には難しい、

システムダイナミックスのシミュレーション手法を用いた講義は認められない、と判断されるに至った具体的経緯について質問をしたが、やはり回答はなされないままであった。

その後も、原告は八田英二学長に対して、浜矩子研究科長らによる差別的・恣意的な不当な扱いのは正を求め続けたが、八田英二学長は、沈黙する態度を貫き通した。八田英二学長は、大学教授である原告に対して行われている学問の自由・教授の自由の侵害行為のは正、差別的・恣意的取り扱いのは正という環境調整義務（安全配慮義務）を故意に懈怠し、浜矩子研究科長やビジネス研究科教授らによる原告に対する学内ハラスメントを不作為という形で助長し続けたのである。

また、原告は被告の任命により総合政策科学研究科の教授も兼任しており、総合政策科学研究科は平成25年度の原告の講義担当を要請していたのである。また、原告は、総合政策科学研究科の五年一貫制博士課程に於いて完成年度前の大学院生の博士論文指導中であった。この2つの研究科の調整も大学院学長であった八田英二氏の職責であったが、その職責を放棄し不作為を貫くことで、ビジネス研究科による原告に対する学内ハラスメントを放置し、原告の排除に加担したのである。

#### (9) まとめ

八田英二学長（あるいは副学長）・浜矩子研究科長・近藤まり国際プログラム委員会委員長その他ビジネス研究科教授らによる上記の各行為は、原告の大学院教授としての学問の自由・教授の自由を侵害するものである。そして、原告はかかる違法行為のは正を八田英二学長に訴え続けていたにも関わらず、八田英二学長は何らの環境調整も行わないまま、大学内ハラスメントを放置し続けた。大学である被告は、所属する教員が憲法で保障される学問の自由・教授の自由が保障されるように、また差別的・恣意的扱いを受けないように配慮し、環境を調整する義務を信義則上負うところ、被告にはかか

る義務を解怠した債務不履行が存する（安全配慮義務違反の一種と構成される）。

#### 4. 原告の損害

原告は、被告の安全配慮義務違反により、大学教授として保障されるべき学問の自由・教授の自由が侵害され、またビジネス研究科において研究科長等から差別的・恣意的扱いを受け続けるという精神的苦痛を受けた。この精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は500万円をくだらない（弁護士費用1割相当加算）。

#### 5. 補足

原告は、本訴に先立ち、定年延長拒否を違法であるとして、地位確認等を求める訴えを被告に対して提起したが認められなかった（京都地判平成25年（ワ）第995号・大阪高判平成26年（ネ）第1083号）。

#### 6. まとめ

よって、原告は被告に対し請求の趣旨記載の通りの判決を求める。

#### 証　　拠　　方　　法

おって提出する。

#### 付　　属　　書　　類

1. 委任状 1通
2. 資格証明書 1通

以　　上